

道徳と動機

－ マイケル・スロートの行為者基底的道徳倫理学 －

相澤 康隆

要旨：マイケル・スロートは、行為の道徳的地位（正しい、義務である、善い、賞賛に値するなど）を、行為者の動機や性格特性といった内面的性質に対する評価だけから導き出す理論を構築している。本稿では、スロートの理論に対するさまざまな批判を検討したうえで、「正しい行為」や「義務的行為」といった種類の道徳的地位を行為者の動機に対する評価から導き出すことは困難である一方で、「善い行為」や「賞賛に値する行為」といった種類の道徳的地位に関してはスロートの理論は基本的に正しいものであることを論ずる。

はじめに

マイケル・スロートは *Morals From Motives* (2001) のなかで、「行為の道徳的地位 (moral status) は行為者の動機や性格特性の道徳的地位によってのみ決まる」という立場を表明している¹。ここで言う道徳的地位とは、「正しい」、「義務である」、「許される」などの、いわゆる「義務関連概念 (deontic concept)」や、「善い」、「有徳な」、「立派な」、「賞賛に値する」などの、いわゆる「徳関連概念 (aretaic concept)」によって表される地位のことを意味する。この立場によれば、行為はある種の動機や性格特性に由来する²ことによって、正しい行為や間違った行為、善い行為や悪い行為となる。本稿では、スロートの理論——彼はそれを「行為者基底的道徳倫理学 (agent-based virtue ethics)」と名づけている——に対するさまざまな批判を検討しながら、その理論は支持することができるものなのかどうかを論ずる。

1. 行為者基底的道徳倫理学

行為者基底的道徳倫理学とは、行為に対するあらゆる道徳的評価を、行為そのものや行為の結果ではなく、行為者に対する道徳的評価から導く理論のことである。行為者に対する道徳的評価とは、正確に言えば、行為者の動機や性格特性といった内面的性質に対する道徳的評価を意味する。そして、行為者の動機や性格特性は、主として有徳であるか劣悪であるかという観点から評価される。たとえば、慈善心 (benevolence) やケアは有徳な動機であり、悪意や冷淡さは劣悪な動機である。したがって、この理論の特徴は、徳をもっとも基礎的で根源的な概念として位置づける点にある。スロートによれば、まさにそのことによって、行為者基底的道徳倫理学はアリストテレス的道徳倫理学から区別されるのである。

スロートは「正しさ」という概念を例に挙げながら両者の違いを説明している³。アリストテレスにとって、正しい行為とは有徳者であれば行うであろう行為である。さらに、アリストテレスは「有徳者は立派なことや正しいことの尺度である」とさえ言っている。そのため、一見すると、アリストテレスは徳を基礎に置き、そこから正しさの概念を引き出しているように

見えるかもしれない。しかし、スロートによれば、アリストテレスはそのような仕方では正しさと徳を関連づけてはいない。というのも、アリストテレスは有徳者を、ある特定の状況において何が正しいことであるのかわかる人と特徴づけているからである。この特徴づけから読み取れるのは、有徳者が正しい行為をするのは、それが正しい行為であるからにはかならない、という考え方である。この考え方に沿って理解するならば、「有徳者は立派なことや正しいことの尺度である」という言葉は、「有徳者は立派なことや正しいことを知るための可能な限り最良の立場にいる」ということを意味するだけかもしれない。いずれにしても、スロートの解釈によれば、アリストテレスは行為の正しさを徳とは独立に成り立つものと考えており、したがって、徳をもっとも基礎的な概念とはみなしていないのである。

もちろん、これとは別の仕方でもアリストテレスを解釈することもできる、とスロートは続ける。つまり、「有徳者であればその行為を選択するであろうという事実によって、行為は正しいものとなる」という見解をアリストテレスに帰す解釈である。この見解は、行為の正しさを徳に基礎づける点で、先の解釈とは異なる。しかし、このように解釈する場合、有徳者はどのように定義されるのだろうか。もし有徳者を、「正しい行為をする人、何が正しい行為であるのかわかる人」と定義するならば、説明が循環してしまう。そこで、循環を免れた説明として、スロートはハーストハウスのアリストテレス解釈を取り上げる。その解釈では、一方で行為の正しさという概念は徳の概念から引き出されるが、他方で徳という概念は「幸福 (*eudaimonia*)」の概念から導かれる⁴。たしかに、この解釈のもとでは、徳は行為の正しさを基礎づける概念であることになる。しかし、その徳が今度は幸福によって基礎づけられるのだから、依然として徳は根源的な概念とはみなされていない。

要するに、スロートの行為者基底の徳倫理学は、行為者に焦点を合わせる点で義務論や帰結主義といった他の倫理学理論から区別され、徳をもっとも基礎的な概念とみなす点でアリストテレス的徳倫理学から区別されるのである。

2. 「正しい行為をすること」と「正しい理由で正しい行為をすること」

スロートの行為者基底の徳倫理学によれば、有徳な動機（あるいは、少なくとも劣悪ではない動機）に由来することによって行為は正しいものとなり、劣悪な動機に由来することによって行為は間違ったものとなる⁵。このアプローチは、「それ自体で正しい行為」というものを認めない点で、帰結主義と共通している。しかし、帰結主義の場合には、行為を正しいものとするのは行為の帰結であるのに対して、スロートのアプローチの場合には、行為を正しいものとするのは行為者の内面的性質であるという点で、両者には明白な違いがある。

スロートの理論に対してたびたび向けられる反論の一つは、「正しい行為をすること」と「正しい理由で正しい行為をすること」の区別が消えてしまうのではないか、というものである⁶。スロートはこの反論を自ら取り上げ、シジウィックに由来する「悪意ある検察官 (*malicious prosecutor*)」の例を用いて論点を説明している⁷。

【例1】

その検察官は、他の検察官と同様に、有罪であると自分が信ずる被疑者を起訴する。しかし、彼が起訴する動機は被疑者に対する悪意でしかない。

常識的な見地からすれば、当の検察官（以下、Pと呼ぶ）の行為は「正しい理由（動機）に基づいた正しい行為」ではないが、「正しい行為」であるとは言える。なぜなら、有罪であると考えられる被疑者を起訴することによって、Pは自分の道徳的義務を果たしているからである。これに対して、スロートの理論では、Pは間違っただけの行為をしていることになる。というのも、Pの行為は悪意という劣悪な動機に由来するからである。スロートの理論では、有徳な動機（あるいは、少なくとも劣悪ではない動機）に由来することによって、行為は正しいものとなる。そのため、「動機はともかく、行為それ自体は正しい」ということはありえない。その意味で、「正しい理由（動機）に基づいた正しい行為」と「正しい行為」の区別は存在しないのである。

しかし、Pの行為は間違っているという主張は、Pには被疑者を起訴する義務はないということを含意するのではないか。もしそうだとすれば、それはスロートの理論の欠陥を示すことになるだろう。だが、スロートによれば、前者は後者を含意しない。悪意から起訴することは間違いであるにせよ、依然としてPには被疑者を起訴する義務がある。なぜそのようなことが言えるのだろうか。スロートはこの疑問に対して、「もしPが起訴しないとすれば、起訴を怠るというその行為は劣悪な動機（たとえば、自分の職務や社会的役割に対する関心の欠如）を表現することになるのだから、Pには起訴する義務がある」と答えている。このような仕方、スロートは行為者の動機を根拠とする姿勢を維持しながら、Pに起訴する義務があるということを引き出すのである。

さらに、「正しい行為をすること」と「正しい理由で正しい行為をすること」の区別がなくなるという点について、スロートは次のように論ずる。

【引用 1】

われわれはまた、「他の人が彼とは異なる動機で起訴するならば、そうすることでその人は正しく行為したことになるとしても、彼が〔悪意から〕起訴するならば、彼は間違っただけの行為をしている（間違っただけの行為をすることになる）」と言うことができる。このように言うことによって、われわれは、「正しい理由で義務を果たし、そうすることで正しい行為をすること」と、「間違っただけの理由で義務を果たし、そうすることで間違っただけの行為をすること」とを区別することができる。この区別は、「理由が正しくなければ、行為自体も実際には間違っただけ」という想定を除けば、「正しい行為をすること」と「正しい理由で正しい行為をすること」の区別によく似ている⁸。（強調はスロートによるもの）

スロートの理論では、「正しい行為をすること」と「正しい理由で正しい行為をすること」の区別が消失する代わりに、「正しい理由で義務を果たし、そうすることで正しい行為をすること」と「間違っただけの理由で義務を果たし、そうすることで間違っただけの行為をすること」の区別が生まれる。これは一部の点を除けば元の区別に非常に近いとスロートは言っている。

さて、以上で説明したスロートの見解をどのように評価すべきだろうか。まず、「正しい行為」と「正しい理由に基づいた正しい行為」は必ずしも同じではないという考え方は、行為の正しさに関するわれわれの基本的理解の一部であると思われるため、それを退けることは容易ではない。また、この区別に代わる新たな区別（一部の点を除けば）元の区別によく似ている、という主張には疑問の余地があろう。しかし、最大の問題は、行為者の道徳的義務を説明

する仕方にある。スロートは、Pには起訴する義務があるということ、「もし起訴しなければ、それによって表現されることになる動機」という観点から説明している。だが、行為の道徳的地位はその行為をすることによって表現される動機の道徳的地位によって決まるというのがスロートの立場である以上、その行為をしない（あるいはその行為とは別の行為をする）ことによって表現される動機に言及することは、本来の立場を逸脱することにほかならない⁹。そのような逸脱を認めないとすれば、スロートの理論は義務の説明に関して依然として困難を抱えていることになるだろう。

3. 「べし」は「できる」を含意する

スロートの行為者基底的徳倫理学に向けられるもう一つの反論は、「べし」は「できる」を含意する（‘Ought implies can’）という原則（以下、OIC原則と呼ぶ）にその理論は違反しているのではないか、というものである¹⁰。この反論を検討するために、先ほどの悪意ある検察官（P）の例をもう一度取り上げよう。常識的な見地に立つならば、Pがなすべきことについて次のように主張することができる。「たしかに、悪意から起訴することは望ましくない。しかし、有罪を立証する確たる証拠がある場合、われわれにとって何よりも重要なことは、被疑者が首尾よく起訴されることである。したがって、どのような動機で起訴するにせよ、ともかくPは被疑者を起訴すべきである」。この主張はOIC原則に違反していない。なぜなら、悪意からであるにせよ、Pは被疑者を起訴すること自体はなしうるからである。

これに対して、スロートの立場では、「動機はともかく、Pは被疑者を起訴すべきである」と主張することはできない。というのも、劣悪な動機に由来する行為は間違った行為となる以上、悪意から起訴することは間違った行為であり、なすべきでない行為だからである。スロートの立場からすれば、Pがなすべきことは、有徳な動機（あるいは劣悪ではない動機）から被疑者を起訴することである。しかし、Pにとってそれはなしえないことではないか。もしそうだとすれば、Pに対して「悪しき動機を表現せずに被疑者を起訴すべきである」と言うことは、彼になしえないことを命ずることになり、OIC原則に違反することになるだろう。

この反論に対して、スロートは次のように答えている。

【引用2】

人は自分の動機や性格を意のままに変えることはおそらくできないだろう。しかし、悪意の塊のような人であっても、傷つけることのできる相手が目の前にいるときに、傷つけることを差し控える力をもっているかもしれない……。もし彼がそれを差し控えるならば、差し控えるというその行為は彼の悪意を表現も反映もしないであろうから、したがって間違っているとはみなされないだろう¹¹。

要するに、スロートが言いたいことは、悪意を表現せずに被疑者を起訴することはPの力の範囲内にあるのだから、「Pは悪意を表現せずに被疑者を起訴すべきである」と主張してもOIC原則に違反しない、ということである。

とはいえ、ヤコブソンが指摘するように、スロートが示しているのは、「Pは悪意に基づく行為を一般に差し控えることができる」ということにすぎない¹²。このことは、「ある特定の

事例においては、Pは悪意から行為することしかできない」という主張と両立する。たとえば、Pが悪意から被疑者を起訴するのは、犯罪者は身勝手な理由で罪を犯すものだと信じているからだでしょう。そのうえで、Pがいま扱っているのは、どう見ても身勝手な理由で罪を犯した（と疑われている）人物であるとする。この事例において、「Pは悪意を表現せずに被疑者を起訴すべきである」と主張するならば、OIC原則に違反するのではないか。スロートに要求されるのは、このような特定の事例についても、行為者基底的徳倫理学は当の原則に違反しないということの説明することなのである。

たしかに、スロートの答えに批判者たちが納得しないのも無理はない。しかし、スロートの理論は本当にOIC原則に違反するものなのだろうか。結局のところ、この問題は「できる」の意味をどう理解するかにかかっている。仮に、「Pは悪意を表現せずに被疑者を起訴することができる」という主張が、「Pの内面に何ら変化がなくても、Pはその気になればいつでもそうすることができる」ということを意味するならば、たしかにその主張は受け入れがたい。これに対して、「Pの内面に何らかの変化があれば、Pはそうすることができる」という意味で理解するならば、その主張は正しいものでありうる。たとえば、Pが被疑者に対して誤った信念をもっている場合には、Pが自らその誤りに気づいたり、誰かに気づかされたりすることによって、Pは悪意を表現せずに被疑者を起訴することができるようになるかもしれない。したがって、スロートの理論をOIC原則に違反するものとして断罪するためには、少なくとも、「できる」の意味を特定したうえで、その特定の意味でその言葉を理解しなければならない理由を明示する必要がある。そのことに成功しない限り、本節で取り上げた反論はスロートの行為者基底的徳倫理学にとって致命的な反論とはならないだろう。

4. 動機と結果

ここまでの議論では、「正しい」や「義務である」といった義務関連概念に注目して、行為の道徳的地位は行為者の動機の道徳的地位によってのみ決まるという見解の妥当性を考察した。これに続けて、本節では、「善い」、「立派な」、「賞賛に値する」といった徳関連概念に焦点を移すことにしよう。

スロートの行為者基底的徳倫理学によれば、行為は有徳な動機に由来することによって善い（立派な、賞賛に値する）行為となり、劣悪な動機に由来することによって悪い（恥ずべき、非難に値する）行為となる¹³。行為の善さや道徳的価値を動機の善さに結びつけるという発想それ自体はカント主義倫理学にも見られるものであるから、この見解には別段新しいところはないと思われるかもしれない。しかし、スロートが念頭に置いている有徳な動機は慈善心やケアといった感情であって、義務感（道義心）ではないという点で、カント的な立場とは明白な違いがある。

行為の善さに関するスロートの見解のなかでもっとも注目すべき点は、行為の結果によって行為の善さが決まるわけではないという考え方である。スロートは次のように言う。

【引用3】

世界に生じる結果によってのみ自他の行為を判断するならば、偶然によって生じた有益な行為や皮肉にも有益なものとなった行為（あるいはバナナの皮を踏んで転ぶこと）と、わ

れわれが実際に道徳的な観点から賞賛する行為、またそうした賞賛に値するような道徳的に善い行為とを、区別することができなくなる¹⁴。

「結果によってのみ自他の行為を判断する」という言い方に注目して、「結果を考慮するだけでなく、その他のことも考慮に入れなければならない」というのがこの引用文の趣旨であると解釈する人もいるかもしれない。しかし、行為者基底的徳倫理学の特徴は、行為者の内面的性質だけを頼りにして行為の道徳的地位を決めるところにあるのだから、スロートの立場は、「結果に対する評価は行為の道徳的地位にまったくかわりがない」というものでなければならない。以下では、しばらくの間この前提のもとで議論を進めることにする。

さて、「有徳な動機に由来することによって行為は善いものとなる」という考え方には次のような疑問が生じる。すなわち、有徳な動機に由来する行為であっても、それが何らかの悪しき結果をもたらすならば、善い行為とみなすことはできないのではないか、という疑問である。たとえば次のような事例を想定してみよう。

【例 2】

太郎は莫大な財産をどこかに寄付したいと思っていた。ちょうどそのころ、ある社会福祉法人の関係者を名乗る男が寄付金を求めて訪ねてきたため、太郎は慈善心からその法人に財産を寄付した。ところが、後になって、その男が詐欺集団の一員であることが判明した。

この例における太郎の行為はどのように評価すればよいだろうか。「有徳な動機に由来するのだから、その行為は善い行為である」と言うべきだろうか。それとも、「有徳な動機に由来するとはいえ、その行為は（社会にとって）まずい結果をもたらすのだから、善い行為ではない」と言うべきだろうか。この種の事例に関して言えば、スロートの答えはどちらでもない。スロートはむしろ、「その行為は厳密に言えば有徳な動機に由来するものではないから、善い行為ではない」と答えるだろう。たとえば次の引用文からそのことが読み取れる。

【引用 4】

慈善心が本当の意味での慈善心（benevolence in the fullest sense）であるためには、助けを必要としているのは正確には誰であり、またどの程度なのか、ということについて気にかけていなければならない。そして、そのように気にかけることには、関連する事実を知りたいと思い、それを知るために努力することが必ず含まれるので、結果として慈善心は実際に有益なものとなりうる¹⁵。

スロートの考えでは、単によかれと思って行為するだけでは慈善心から行為することにはならない。本当の意味での慈善心は思慮と注意深さを本質的に含んでいる。したがって、よかれと思って行為する場合でも、行為者が思慮を欠いた仕方で行為したり、不注意な仕方で行為したりするならば、本当の意味での慈善心から行為することにはならないのである¹⁶。ダスが指摘するように、ここでスロートは、思慮や注意深さを慈善心という動機の構成要素とみなすことによって、道徳的な動機（moral motive）と認識上の徳（epistemic virtue）を混合している¹⁷。

両者を切り離して理解する立場をとるならば、たとえば例2について、「動機は立派なのだが、認識面で欠陥がある」と言ったり、「認識面での欠陥はあるにせよ、動機自体は善いものである」と言ったりすることができる。しかし、スロートの立場では、認識面での欠陥の有無を動機の評価から切り離すことはできないのである。

このことがスロートの理論の欠点になるのかどうかは検討の余地があるものの¹⁸、私が考察したいのは、「スロートの理論において、行為の結果に対する評価は本当に行為の道徳的地位に影響しないのか」という問題である。そこで、節を改めてこの問題をさらに探究することにしよう。

5. 結果の重さと行為の道徳的地位

前節では、有徳な動機に由来する行為に見えるが、実際にはそうではないような行為を取り上げた。この種の行為が悪しき結果をもたらす場合には、無思慮や不注意といった欠陥を伴う限りで、行為者にも何らかの落ち度がある。それでは、行為者には何ら落ち度がなく、本当の意味での有徳な動機から行為したにもかかわらず、行為が悪い結果をもたらした場合、その行為はどのように評価されるのだろうか。たとえば次のような事例を想定してみよう。

【例3】

一郎が道を歩いていると、痩せこけた少年が食べ物に分けてほしいと頼んできた。一郎はその少年を助けたいという慈善心から、近くのコンビニで購入したパンを与えた。ところが、パンには毒が混入されており、それを食べた少年は数時間後に死んでしまった。

この例に関して、「一郎には思慮や注意深さが欠けていたから、彼は本当の意味での慈善心から行為したことにはならない」と言うことは適切ではない。コンビニで購入したパンを安全な食べ物であると信ずることは（少なくとも現在の日本では）合理的であって、毒入りかどうかを調べることは道徳的に要求されることではないからである。だとすれば、無思慮も不注意も伴っていないという意味で、一郎に落ち度はないことになる¹⁹。それでは、「本当の意味での慈善心から行為したのだから、一郎は善い（賞賛に値する）行為をした」と言ってよいだろうか²⁰。死という結果の重さを考慮に入れて、一郎の行為を善い行為や賞賛に値する行為と評価することに抵抗を感じる人は多いだろう。それどころか、一郎の行為は非難に値すると主張する人さえいるかもしれない。

とはいえ、コンビニで購入したパンに毒が入っていたという事態は、本人にはコントロールすることのできない運の領域に属する。もっぱら運の悪さによって生じた悪しき結果のために、行為が非難に値するものとなるとすれば、それは不合理ではないか。スロートの行為者基底的徳倫理学の一つの魅力は、行為の道徳的地位を行為者の内面的性質だけから導くことによって、（行為の結果に関する）道徳的運（moral luck）の影響を免れている点にある²¹。つまり、本当の意味での有徳な動機からなされた行為は、たとえそれが不運にもまらず結果をもたらしたとしても、非難に値するものとはならないのである。スロートは次のように言っている。

【引用 5】

本当の意味での慈善心やケアを動機として行為する人が、目的を達成できずに、助けようとしている相手を傷つけたり、助け損なったりする結果となっても、その人の行為は道徳的に間違っているとはみなされない²²。

この引用文は、ある種の行為が非難に値するものかどうかを論ずる文脈のなかに置かれているため、「道徳的に間違っている」という表現は、「非難に値しない」という意味で理解してよいだろう。そのように理解したうえで、引用 5 の見解を例 3 の事例に当てはめるならば、一郎の行為に対するスロートの評価は、「悪い結果を引き起こしたとはいえ、その行為は非難に値しない」というものとなることが予想される²³。

しかし、行為の道徳的地位を定める際に、本当にスロートは行為の結果を考慮せずに、行為者の内面的性質だけに注目しているのだろうか。スロートは引用 5 において、「道徳的に間違っているとはみなされない」と言っている。だが、慈善心に由来する行為と賞賛に値する行為とを結びつけるスロートの立場²⁴からすれば、「道徳的に間違っていないばかりか、賞賛に値するとみなされる」とまで言わなければならないはずである。なぜそう言わないのだろうか。ひょっとすると、スロートはひそかに、「(本人に落ち度がなくとも) 行為が(ひどく) 悪い結果をもたらすならば、当然その行為は賞賛に値する行為ではない。その場合に争点となるのは、当の行為が非難に値しないかどうかである」というような考えを抱いているのかもしれない。もしそうだとすれば、スロートは行為の道徳的地位を定めるときに、行為の結果をも考慮に入れていることになる。

さらに、ある箇所ですロートは、引用 5 の見解とは裏腹に、「よい結果を得られないことが道徳上の非難 (moral criticism) から切り離しがたいように思われる事例もある」²⁵と言っている。もしこれが、「よい結果を得られないことによって、行為は非難に値するものとなりうる」という見解に等しいとすれば、スロートは、行為の道徳的地位が行為の結果によって左右されうることを認めていることになる。とはいえ、そのことを認めてしまうならば、スロートは行為者基底の徳倫理学の中心的主張 (行為の道徳的地位は行為者の内面的性質の道徳的地位によってのみ決まる) に背くことになり、スロートの理論は一貫性を欠くことになるだろう。

おわりに

本稿では、義務関連概念と徳関連概念を区別したうえで、スロートの行為者基底の徳倫理学が擁護できるものであるのかどうかを論じた。まず、義務関連概念とのかかわりで言えば、スロートの理論はとりわけ義務的行為を動機の観点から説明することに困難を抱えている。その種の行為を適切に説明するためには、スロートの理論にはおそらく大幅な修正が必要になるだろう²⁶。これに対して、「(善い) や「賞賛に値する」といった) 徳関連概念によって表される行為の道徳的地位を行為者の内面的性質から導くことに関して言えば、スロートの理論は基本的に正しいと私は考える。ただし、この立場を貫くためには、行為の結果がどれほど悪いものであっても、行為を評価する際に結果の悪さを考慮に入れてはならない。結果に対する評価を抜きにして行為の道徳的地位を定めることが本当にできるのか、またそうすべきなのかどうかは、簡単に答えが出せるような問題ではない。しかし、行為者基底の徳倫理学を一貫性のある

より洗練された倫理学理論とするためには、その問題を探究することは不可欠であろう。

註

- 1 Slote (2001), p. 5 および p. 7 を参照。
- 2 本書でスロートは「由来する (derive)」の言い換えとして「表現する (express)」や「反映する (reflect)」という言葉も用いている。
- 3 Slote (2001), pp. 5-7. スロートによるアリストテレス解釈の妥当性については本稿では論じない。
- 4 ハーストハウスは、初めに「正しい行為」を「有徳な行為者ならばなすであろう行為」という観点から定義し、次に「有徳な行為者」を「徳をもち、働かせる人」と定義し、そのうえで、「徳」を「幸福(善く生きること)のために必要とされる性格特性」と定義している。Hursthouse (1999), pp. 28-29 を参照。
- 5 この理論に伴う難点として、行為の「重複決定 (over-determination)」の問題を指摘する者もいる。ここで言う行為の重複決定とは、ある一つの行為が二つ以上の動機に由来し、しかもそれらの動機はどちらも単独で当の行為を引き起こす力がある、という状況を指す。スロートの理論では、重複決定された行為はどのように評価されるのだろうか(たとえば、有徳な動機と劣悪な動機の両方に由来する行為は、正しい行為でありかつ間違った行為である、ということになるのだろうか)。この問題について、詳しくは Jacobson (2002), p. 56 および Doviak (2011), p. 264 を参照。
- 6 たとえば、Das (2003), p. 327, Doviak (2011), p. 263 を参照。
- 7 Slote (2001), pp. 13-14.
- 8 Slote (2001), p. 15.
- 9 Brady (2004), p. 6.
- 10 たとえば、Hurka (2001), pp. 225-226, Jacobson (2002), pp. 58-59, Doviak (2011), pp. 262-263 を参照。なお、この原則の意味についての詳細な分析として、Stocker (1971) を参照。
- 11 Slote (2001), p. 17.
- 12 Jacobson (2002), p. 59.
- 13 Slote (2001), p. 16.
- 14 Slote (2001), p. 39.
- 15 Slote (2001), p. 18.
- 16 Slote (2001), p. 34.
- 17 Das (2003), p. 328, n. 6.
- 18 本稿ではこの問題を詳しく論ずることはできないが、スロートの見解は直観に反するわけではないという点だけは指摘しておきたい。たとえば、ある人が一方的に好意を寄せている女性に毎日花束を送っているとしよう。この場合、たとえ本人が思いやりからそうしていると信じていても、われわれは彼に思いやりがあることを認めず、「本当に思いやりがあるなら、そのようなことはしない」と言うかもしれない。このような言い方は、本当の意味での思いやりには、相手が何をしてほしいのか(してほしくないのか)を少なくともある程度は理解していることが含まれる、というわれわれの認識を表している。
- 19 無思慮や不注意とは別の理由で行為者に落ち度があることもあるが、ここでは問題を単純にするために、無思慮や不注意を伴わない限り行為者に落ち度はないと仮定する。
- 20 行為者の特別な努力や犠牲が伴うことを賞賛に値する行為の条件とする立場からすれば、パンを与えただけの一郎の行為はそもそも賞賛に値する行為にはならないだろう。しかし、その場合には、パン一個の値段が一郎の月収に相当するというような想定を付け加えればよい。いずれにせよ、特別な努力や犠牲という観点はここでの考察にとって重要ではない。
- 21 Driver (1995), p. 283.
- 22 Slote (2001), p. 34.

23 ここで問題にしているのは、行為者自身の視点ではなく、他者の視点から見て非難に値するのかどうかである。もし一郎自身が、「私は非難に値することは何もしていないのだから、私を責めるのはお門違いだ」などと主張するならば、われわれはそのようなことを平気で主張する一郎の人格を疑うことになるだろう。この問題に関連する考察として、Williams (1981), pp. 28-30 および古田 (2013), pp. 180-183 を参照。

24 たとえば Slote (2001), p. 16 を参照。

25 Slote (2001), p. 35.

26 van Zyl, (2013), p. 187.

引用文献

Brady, M. (2004) "Against Agent-Based Virtue Ehtics," *Philosophical Papers* 33, 1-10.

Das, R. (2003) "Virtue Ethics and Right Action," *Australasian Journal of Philosophy* 81, 324-339.

Doviak, D. (2011) "A New Form of Agent-Based Virtue Ehtics," *Ethical Theory and Moral Practice* 14, 259-272.

Driver, J. (1995) "Monkeying with Motives: Agent-Basing Virtue Ethics," *Utilitas* 7, 281-288.

Hurka, T. (2001) *Virtue, Vice, and Value*, Oxford University Press.

Hursthouse, R. (1999) *On Virtue Ehtics*, Oxford University Press.

Jacobson, D. (2002) "An Unsolved Problem for Slote's Agent-Based Virtue Ethics," *Philosophical Studies* 111, 53-67.

Slote, M. (2001) *Morals From Motives*, Oxford University Press.

Stocker, M. (1971) "'Ought' and 'Can'," *Australasian Journal of Philosophy* 49, 303-316.

van Zyl, L. (2013) "Virtue Ethics and Right Action," in D. Russell (ed.), *The Cambridge Companion to Virtue Ethics*, Cambridge University Press, 172-196.

Williams, B. (1981) *Moral Luck*, Cambridge University Press.

古田徹也 (2013) 『それは私がしたことなのか：行為の哲学入門』、新曜社。